

「交際相手からの暴力」及び「緊急保護命令」に関する男女共同参画の  
視点からの記述

- 配偶者暴力防止法の施行状況等について（報告）  
平成 15 年 6 月 女性に対する暴力に関する専門調査会

第 2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点

3 長期的課題

① 緊急保護命令の創設

現行の保護命令制度は、迅速な裁判に資するよう、支援センター又は警察からの書面提出の制度等が規定されているが、平均して発令までに 10 日以上かかることから、危険が差し迫った被害者は、危険を避けるために一時保護を利用するなど、加害者から逃げるしかない。諸外国では、簡単な手続で、一時的に被害者を危険から守るためのいわゆる「緊急保護命令」の制度を導入しているところもあり、こうした制度の導入についても、更に検討する必要がある。

④ 恋人等の保護についての整理

現在、主に使われている法律は、配偶者間であれば、配偶者暴力防止法（場合によっては、ストーカー規制法）、恋人等の配偶者以外であればストーカー規制法、子どもに対するものであれば児童福祉法及び児童虐待防止法となっている。これらの法律が対象とする行為には類似性が見受けられるが、担当する機関や制度は異なっており、連携がとれているとは言い難い部分もある。

そのため、関係法律の役割分担を整理してゆくことが課題になっており、その中で、配偶者暴力防止法の対象となっていない恋人等について、どのように保護していくかを、更に議論することが必要になっている。

- 第 2 次男女共同参画基本計画  
平成 17 年 12 月 閣議決定

第 2 部 施策の基本的方向と具体的施策

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

エ 関連する問題への対応

- 交際相手等からの暴力への対応

- ・配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、被害者の保護に努める。

## ○ 配偶者暴力防止法の施行状況等について（報告）

平成 19 年 3 月 女性に対する暴力に関する専門調査会

### 第 3 配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題

#### I 保護命令関係

#### 5 保護命令の迅速な発令

##### ○ 現状と課題

現行の保護命令制度は、迅速な裁判に資するよう、支援センター又は警察からの書面提出の制度等が規定されているが、平均して発令までに 10 日以上かかることから、危険が差し迫った被害者は、危険を避けるために一時保護を利用するなど、加害者から逃げるしかないと追いつめられてしまう場合もある。諸外国では、簡単な手続で、一時的に被害者を危険から守るためのいわゆる「緊急保護命令」の制度を導入しているところもあり、こうした制度を導入してほしいとの要望もみられる。

##### ● 今後の方向性

現行法の下において、被害者が、更なる配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが明白な場合で、被害者の安全を確保するためには審尋等の期日を開いているいとまがない等、「その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情」があるときは、審尋等を経ないで命令を発することが可能である（法第 14 条第 1 項ただし書）。

すなわち、実務上、保護命令の申立ての当日に裁判官による申立人面接を実施し、その時点で発令要件を容易に認定でき、かつ、前記のような緊急の事情が認められる場合には、その日のうちに命令を発し、速やかにその効力を発生させることも可能である。

緊急の事情が認められる場合には、審尋等を経ないで命令を発するなど、状況に応じ適切に対処することにより、引き続き、保護命令の迅速な発令を期待する。

#### VI その他

#### 4 恋人等からの暴力

##### ○ 現状と課題

内閣府の調査によると、10 歳代から 20 歳代のときに交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかをされたことが「あった」人の割合は女性では 13.5%、男性では 5.2%であった（略）。恋人等、配偶者以外の者からの暴力については、現在、ストーカー規制法の対象となっているが、配偶者暴力防止法の対象と

なっていない恋人等について、現状においても婦人相談所において被害者が保護されるケースもみられる。

● 今後の方向性

配偶者暴力防止法の対象となっていない恋人等について、どのように保護していくかを、特に、事実婚と恋人の概念が曖昧化している現状にも留意しつつ、さらに議論することが必要になっている。また、若者の間の暴力の防止のための予防啓発について併せて検討を進めることも必要である（略）。

○ 第3次男女共同参画基本計画

平成22年12月 閣議決定

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ウ 被害者の保護及び自立支援

②暴力行為からの安全の確保

- ・保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。

エ 関連する問題への対応

②交際相手からの暴力への対応

- ・交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。